一　名称
　KGホールディングス株式会社
二　主たる事務所の所在地
　福岡県福岡市中央区天神三丁目九番三十三号
三　適性診断の種類
　特定診断Ⅰ、初任診断及び適齢診断（それぞれ貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針（平成十三年国土交通省告示第千三百六十六号）第二章４に掲げる特定診断Ⅰ、初任診断及び適齢診断をいう。）

○国土交通省告示第六百七号

　旅客自動車運送事業運輸規則（昭和三十一年運輸省令第四十四号）第四十七条の九第四項において準用する第四十一条の六の規定に基づき、講習を実施する者から業務を廃止する旨届出があったので、同規則第四十七条の九第四項において準用する第四十一条の十一の規定に基づき、次のとおり告示する。

　平成二十九年六月五日　　国土交通大臣　石井　啓一

一　名称
　山菱工業株式会社
二　主たる事務所の所在地
　東京都羽村市双葉町二丁目二十番四十号
三　廃止年月日
　平成二十九年四月十日

○国土交通省告示第六百八号

　貨物自動車運送事業輸送安全規則（平成二年運輸省令第二十二号）第十八条第四項において準用する第十二条の六の規定に基づき、講習を実施する者から業務を廃止する旨届出があったので、同規則第十八条第四項において準用する第十二条の十一の規定に基づき、次のとおり告示する。

　平成二十九年六月五日　　国土交通大臣　石井　啓一

一　名称
　山菱工業株式会社
二　主たる事務所の所在地
　東京都羽村市双葉町二丁目二十番四十号
三　廃止年月日
　平成二十九年四月十日

○国土交通省告示第六百九号

　船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第二十五条の七十、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第百三十六号。以下「海洋汚染防止法」という。）第十九条の十五第三項（同法第十九条の三十第三項及び第十九条の四十六第三項において準用する場合を含む。）、国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律（平成十六年法律第三十一号。以下「国際船舶・港湾保安法」という。）第二十条第七項及び海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律（平成二十六年法律第七十三号。以下「海洋汚染防止法一部改正法」という。）附則第五条第二項において準用する船舶安全法第二十五条の五十の規定に基づき、一般財団法人日本海事協会から登録事項の変更の届出があったので、船舶安全法第二十五条の七十、海洋汚染防止法第十九条の十五第三項（同法第十九条の三十第三項及び第十九条の四十六第三項において準用する場合を含む。）、国際船舶・港湾保安法第二十条第七項及び海洋汚染防止法一部改正法附則第五条第二項において準用する船舶安全法第二十五条の六十二第二号の規定により公示する。

　平成二十九年六月五日　　国土交通大臣　石井　啓一

一般財団法人日本海事協会から登録事項の変更の届出があった件

一　リスボン事務所の変更
㈠　事務所の所在地の変更

変更前	Avenue 25 de Abril, number 50, 10th floor, 2800-299 Almada, PORTUGUESE REPUBLIC
変更後	Avenida Copacabana No.19, 1A, 2780-227, Oeiras, PORTUGUESE REPUBLIC

㈡　変更年月日　平成二十九年五月八日
二　ムンバイ事務所ビシャカパトナム出張所の廃止
㈠　事業所の名称及び所在地

名称	所在地
MUMBAI OFFICE VISAKHAPATNAM SUB-OFFICE（ムンバイ事務所ビシャカパトナム出張所）	Plot No.103, Appadui's Harmone, Old sakhapatnam 41 INDIA P.M.Palem, Vi-

㈡　廃止年月日　平成二十九年五月三十一日

○国土交通省告示第六百十号

　船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第二十九条ノ三第三項において準用する第二十五条の五十の規定に基づき、一般財団法人日本海事協会から登録事項の変更の届出があったので、同法第二十九条ノ三第三項において準用する第二十五条の六十二第二号の規定により公示する。

　平成二十九年六月五日　　国土交通大臣　石井　啓一

　一般財団法人日本海事協会から登録事項の変更の届出があった件

一　リスボン事務所の変更
㈠　事務所の所在地の変更

変更前	Avenue 25 de Abril, number 50, 10th floor, 2800-299 Almada, PORTUGUESE REPUBLIC
変更後	Avenida Copacabana No.19, 1A, 2780-227, Oeiras, PORTUGUESE REPUBLIC

㈡　変更年月日　平成二十九年五月八日

○海上保安庁告示第二十一号

　海上交通安全法（昭和四十七年法律第百十五号）第二十六条第一項の規定に基づき、備讃瀬戸北航路におけるしゅんせつ工事の実施に伴う船舶の航行の制限に関する告示を次のように定める。

　平成二十九年六月五日　　海上保安庁長官　中島　敏

　備讃瀬戸北航路におけるしゅんせつ工事の実施に伴う船舶の航行の制限に関する告示

　次の表の上欄に掲げる海域については、同表の中欄に掲げる期間、同表の下欄に掲げる船舶の航行を禁止する。

海域	期間	船舶
次に掲げる地点を順次に結んだ線及び第一号に掲げる地点と第四号に掲げる地点とを結んだ線により囲まれた海域 一　北緯三四度二一分二〇・九秒東経一三三度四三分一六・五秒 二　北緯三四度二一分六・六秒東経一三三度四三分二二・九秒 三　北緯三四度二一分〇・八秒東経一三三度四三分四秒 四　北緯三四度二一分一五・一秒東経一三三度四二分五七・七秒	平成二十九年七月一日から同年八月三十一日まで	上欄に掲げる海域におけるしゅんせつ工事に従事する船舶以外の船舶